

平成31年度

恵庭市社協 事業計画

目次

1	基本方針について	1
2	懸案・重点施策について	2
3	組織・職員体制について	3
4	体系別事業実施計画について	4
5	主な会議・行事日程等について	8

社会福祉法人

恵庭市社会福祉協議会

1 基本方針

少子高齢化が急速に進展し、単身世帯や夫婦のみ世帯が増えるなど、家族形態の変化による家庭機能の弱体化や、地域住民相互が支え合う社会的意識の希薄化など、地域を取り巻く環境が大きく変化しています。

恵庭市においても、急速な少子高齢化の進展を始めとする地域社会の変容は住民同士のつながりの希薄化として現れ、孤立や孤独死、虐待、生活困窮等、多種多様な福祉や生活に関わる課題が顕在化していることから、それらの様々な課題に対応するため各種関係機関と連携・協力していく必要があります。

さらに、近年、全国各地で自然災害による多大な被害が発生しており、昨年の9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、厚真町、安平町、むかわ町において、それぞれの社協が災害ボランティアセンターを設置・運営し、ボランティアによる様々な支援活動が行われました。恵庭市においても同様の災害が発生することが想定されており、本会は昨年度に災害時における様々な事象を想定した災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂を行いました。今後はマニュアルの改訂に基づく災害ボランティアセンター設置訓練の実施が急務となっております。

また、本会では、市からの事務事業の移管や新規事業の実施等に伴い、職員の増加や来館される方が増えたことによる事務所スペースの狭隘化の解消を行うことや、団体事務所や高齢者の健康増進のスペース確保のため、(仮称)第2福祉会館の建設を進めています。

このようなことから、平成31年度においては、第5期地域福祉実践計画の目標である「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」の実現に向けて、身近な地域による住民のつながり・支え合いの再構築と地域福祉活動のより一層の充実、災害ボランティアセンター運営マニュアルの改訂に基づくセンター設置訓練の実施や(仮称)第2福祉会館の建設など、社協活動への期待の高まりに応えるべく、こうした様々な課題に積極的に取り組んで参ります。

2 懸案・重点施策について

(1) 第5期地域福祉実践計画の推進について

平成31年度は第5期地域福祉実践計画の4年目であり、それぞれの事業項目を確実に推進し、的確な進行管理を行うとともに、新たな課題や見直し事項の確認等、本会を取り巻く諸課題等の変化に応じて適宜見直し・検討に努めてまいります。

(2) 災害ボランティアセンター運営マニュアルの改定に基づくセンター設置訓練の実施について

昨年の9月6日に発生した北海道胆振東部地震では、厚真町、安平町、むかわ町において、それぞれの社協による災害ボランティアセンターが設置され、本会職員も含めた支援職員が運営し、全国各地から集まったボランティアによる様々な支援活動が行われました。

こうした経験を基に、本会においても、昨年度に災害ボランティアセンター運営マニュアルについて見直しを行い、近年多発する自然災害への対策、関係団体や町内会等の防災組織との連携の在り方など、災害時における様々な事象を想定した内容へ変更いたしました。今後は本マニュアルを活用し、恵庭市総合防災訓練に併せて災害ボランティアセンター設置訓練を進めてまいります。

(3) (仮称)第2福社会館の建設及び新たな事業展開について

市からの事務事業の移管や新規事業の実施等に伴い、職員の増加や来館される方が増えたことによる事務所スペースの狭隘化の解消を行うことや、団体事務所や高齢者の健康増進のスペース確保のため、(仮称)第2福社会館の建設を進めます。

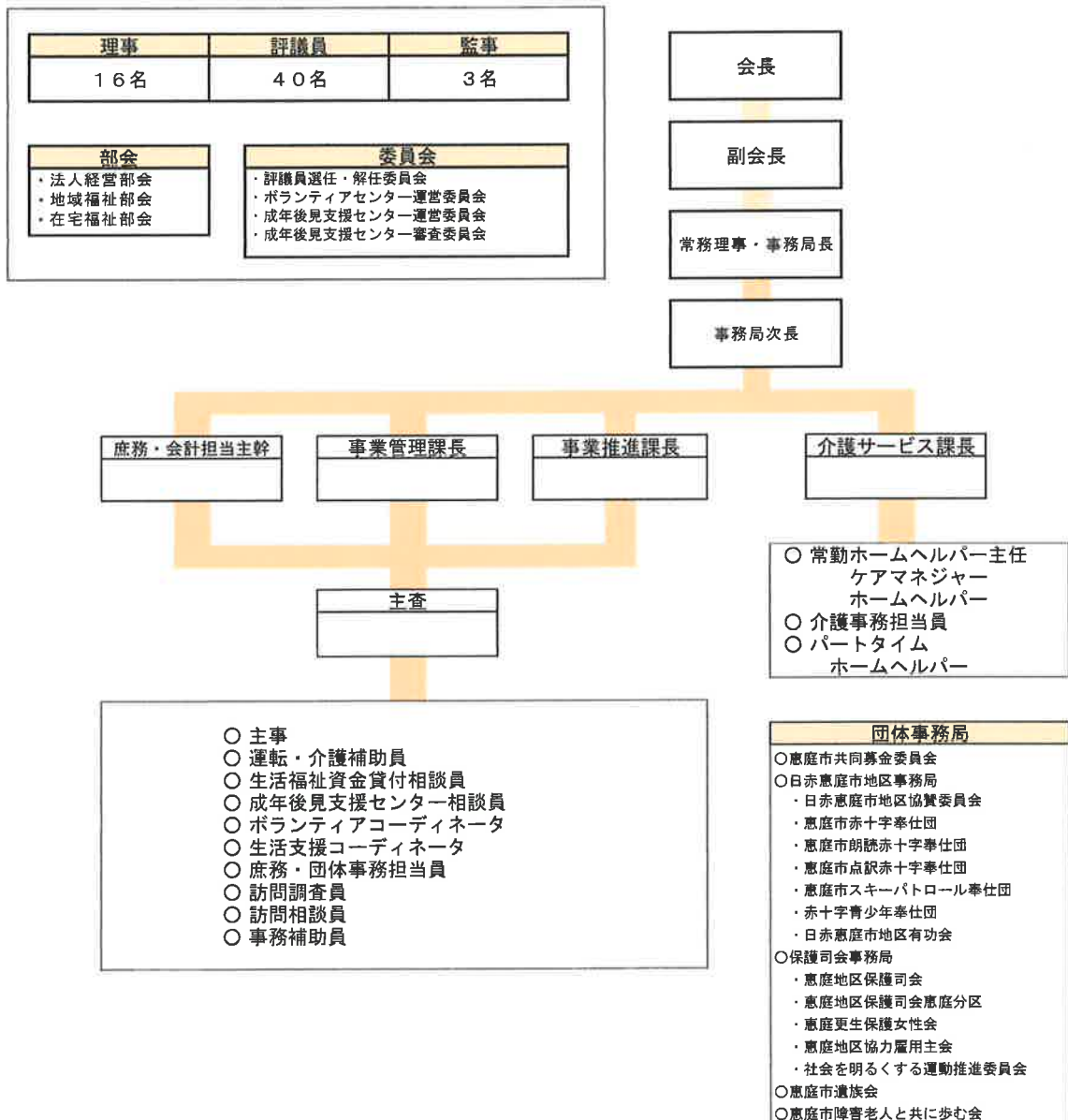
また、建設後においては、その機能を十分に活かすべく、新たな事業展開を進めてまいります。

3 組織・職員体制について

社協は、下図の組織構成で運営されています。

【平成31年度社協組織機構】

平成31年4月1日予定



4 体系別事業実施計画について

基本理念：「誰もが安心して暮らせる、ふれあい・支えあい・福祉のまちづくり」

【基本目標1】地域で支えあう、つながりづくりを推進します。

住民参加や協働による福祉活動の支援とともに、地域・住民による「支えあいや見守り」が注目されています。

引き続き、重点推進項目として地域福祉推進の中核的事業として推進している「小地域ネットワーク活動」及び「ふれあいサロン事業」等を推進し、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【小地域ネットワーク活動の推進】

1. 小地域支えあい指定事業
2. 小地域支えあいバックアップ事業
3. 小地域支えあい交通費支援事業
4. ふれあい交流会助成事業
5. 年末年始ふれあい支援事業
6. 安心・安全・福祉のまちづくり研修会

(2) 重点推進項目【ふれあいサロン事業の充実】

1. ふれあいサロン事業
2. ふれあいサロン団体への情報提供

(3) 重点推進項目【社会福祉功労者等の顕彰・ふれあい福祉まつりの開催】

1. 社会福祉功労者等の顕彰、ふれあい福祉まつりの開催

【基本目標2】ボランティア活動の推進と福祉の心を育みます。

超高齢社会を迎え、高齢者の生きがい・社会参加に向けた環境整備や制度外の福祉ニーズに対してボランティア支援を求める相談も増加しています。

又、災害ボランティアセンター体制整備が急務であり、平成31年度は改訂した運営マニュアルに基づく災害ボランティアセンター設置訓練を行います。

重点推進項目として「ボランティアセンターの運営」及び「児童生徒のボランティア活動の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【ボランティアセンターの運営】

1. ボランティアセンターの機能強化
2. ボランティア登録の推進
3. ボランティアへの活動支援

4. ボランティア団体交流会の開催
5. 災害ボランティアセンター体制の整備
6. 恵庭市介護支援ボランティアポイント事業の推進

(2) 重点推進項目【ボランティアの養成】

1. ボランティア研修会の開催
2. ボランティア体験プログラムの実施
3. ボランティア活動の手引きの作成

(3) 重点推進項目【児童生徒のボランティア活動の充実】

1. 学校におけるボランティア活動、福祉教育の支援

【基本目標3】地域生活での安心と自立をサポートします。

成年後見制度における相談・普及啓発・法人後見の実施等を行う「成年後見支援センター事業」において権利擁護の総合的な推進を図るとともに、2年目となる「生活困窮者自立支援事業」では、引き続き自立相談支援機関と連携・協力のもと経済的に困窮された方等への支援等を行ってまいります。

また、社協への理解、潜在的な生活課題や福祉課題等のニーズに対応するため、情報提供の強化に努めます。

重点推進項目として「情報提供の工夫と充実」、「権利擁護の推進」、「生活困窮者への支援」及び「相談体制の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【情報提供の工夫と充実】

1. 社協事業の情報提供・出前講座

(2) 重点推進項目【権利擁護の推進】

1. 成年後見支援センター事業

(3) 重点推進項目【生活困窮者への支援】

1. 生活困窮者自立支援事業

(4) 重点推進項目【相談体制の充実】

1. 相談体制の実施

【基本目標4】安心した暮らしを支えるサービスを提供します

社協が介護保険サービス等を含め在宅福祉サービスを行う意義を踏まえ、サービス提供を通じて地域の課題や福祉ニーズの把握を行い、既存の制度・サービスの対象にならないニーズも含め、必要な支援や援助に向けた体制整備を図ります。

重点推進項目として「各種福祉サービス事業の推進」及び「介護保険サ

ービス等の充実」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【各種福祉サービス事業の推進】

1. 在宅高齢者等配食サービス事業の推進
2. ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業
3. 家族介護者介護用品支給事業
4. ひとり暮らし高齢者訪問サービス事業
5. 寝たきり高齢者等訪問理美容サービス事業
6. 寝たきり高齢者等布団丸洗い・乾燥・消毒サービス事業
7. 単身高齢者福祉電話貸与事業
8. 高齢者等外出支援サービス事業
9. 重度心身障がい児者通院外出支援サービス事業
10. 福祉車両貸出事業
11. 福祉用具貸出事業
12. 歳末見舞金交付事業
13. 歳末大掃除サービス事業
14. 新しいサービス・事業についての調査研究・受託の検討
15. 生活支援体制整備事業

(2) 重点推進項目【介護保険サービス等の充実】

1. 訪問介護事業、居宅介護支援事業
2. 居宅介護事業・行動援護事業

【基本目標5】地域福祉を推進する社会組織を強化します

地域福祉を推進する団体として円滑な事業運営を行うためには、市民に信頼される法人運営が必要です。

そのために、組織・事務局体制の充実強化、経営状況や活動内容の情報公開の徹底と中長期を見据えた財政基盤の確立が求められます。

重点推進項目として「計画の推進と管理」、「組織体制の強化」、「持続可能な財務運営の確立」及び「行政や各関係機関団体等との連携」を掲げ、基本目標の実現に努めます。

(1) 重点推進項目【計画の推進と管理】

1. 地域福祉実践計画の進行

(2) 重点推進項目【組織体制の強化】

1. 組織運営体制の充実・強化
2. 事務局（職員）体制の充実・強化

(3) 重点推進項目【持続可能な財務運営の確立】

1. 社協会費への理解と協力依頼、自主財源の確保
 2. 愛情銀行の運営と周知
 3. 共同募金活動への協力
 4. 外部監査の実施
- (4) 重点推進項目【行政や各関係機関団体等との連携】
1. 行政や各関係機関、福祉団体との連携
 2. 福祉団体事務局の運営

5 主な会議・行事日程等について

社協では、主催する会議及び行事、さらに事務局等を担っている団体等が主催する会議及び行事を実施しており、平成31年度における主な会議・行事日程等は次のとおりです。

(1) 社協主催・共催及びボランティア関係会議及び行事

【社協主催分】

区 分	日 程 等	摘 要
①三役及び三部会長会議		会長・副会長・常務理事及び三部会長で構成し、法人運営諸調整、理事会・評議員会等開催に伴う議案調整等。
・開催時期	5月 9月 12月 2月	
②理事会		法人の業務の決定を行なう。ただし、日常の業務として理事会が定める会長の専決事項は除く。
・開催時期	6月 12月 3月	
③監事（監査）		業務執行の状況及び財産の状況を監査。
・開催時期	5月 8月 11月 2月	
④評議員会		予算・事業計画をはじめとする重要事項について議決を行なう。
・開催時期	6月 3月	役員改選（6月）
⑤理事・監事・評議員全体会議		社協では、毎年7月1日から同月31日を社協会費納入月間としており、これに向けた全体会議（特別賛助会費）。
・開催時期	6月	
⑥評議員選任・解任委員会		4年任期または欠員補充する評議員候補者を選任するための協議の場として設置。
・改選年に開催	概ね2月～4月	
・臨時開催	必要に応じ適宜開催	
⑦部会⇒必要に応じ、部会長が招集。		専門的事項について、会長の諮問に答え、又は意見を具申するために設置。
⑦-1 法人運営部会		法人の運営、財務管理等の協議。
・開催回数	年1～2回開催	
⑦-2 地域福祉部会		地域福祉の推進、サービス利用支援等、実践計画管理評価の協議。
・開催回数	年2～3回開催	
⑦-3 在宅福祉部会		在宅福祉サービス、介護保険等サービス等の協議。
・開催回数	年1～2回開催	

⑧顕彰審査委員会		顕彰規程に基づく会長顕彰該当者を審査するため、設置された委員会。
・開催時期	9月	
⑨成年後見支援センター運営委員会		センターの円滑な運営と効率的な事業の実施を図るため開催。
・開催時期	5月 3月	
⑩成年後見支援センター審査委員会		センターが受任する案件について審査するため開催。
・開催時期	随時	
⑪苦情等の解決体制		苦情等の解決に関する規程により、苦情等の解決体制を整備。
・関係処理	規程に基づく	
⑫外部監査		財務管理の適正化と経理の事務処理の整備。
・開催時期	2カ月に1回（年6回）	
⑬ふれあいサロン交流会		社協に登録しているふれあいサロン団体の方々の情報交換と交流の場。
・開催時期	2月	
⑭安心・安全・福祉のまちづくり研修会		小地域ネットワーク活動の円滑な推進と資質向上を図るため、地域で福祉活動に携わる方々を対象に開催。
・開催時期	3月	
⑮職員会議（管理職等会議・課内会議）		職員会議は、事務局長からの伝達、職員間の協議・調整・報告等の場とともに、職員研修の場としても活用。
・定例開催	毎月上旬開催（年12回）	
・臨時開催	必要に応じ適宜開催	
⑯ケアカンファレンス		介護サービス課職員（ホームヘルパー等）を対象とする職場研修等。
・開催時期	月2回開催（年24回程度）	

⇒6月下旬又は7月1日を目途に強調月間セレモニーを開催し、街頭啓発会場に移動し、街頭啓発活動。さらに、団体の行事に併せた「啓発・広報」活動。

⇒7月、作文コンテストの募集（中学2年生を対象）

④恵庭更生保護女性会関係

⇒役員会、総会、事業計画に基づく各種事業活動に係る調整支援(ほぼ毎月)
社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

⑤恵庭地区協力雇用主会関係

⇒役員会、総会、合同自主研修、社明運動への協力、関係機関団体との連携調整

■恵庭市遺族会関係

①役員会、総会、新年会、青年部、研修会

②道及び市主催の戦没者追悼式参加

③北海道護国神社例大祭、札幌護国神社参拝

(3) 協力団体として関わる会議及び行事について

■恵庭市障害老人と共に歩む会関係

①役員会(毎月年12回)、総会、忘年会、研修会・研修への参加

②すずらん託老の実施(毎月開催+バス旅行=年12回)

③ふれあい訪問・電話相談

④会報発行(年4回)・ふれあいまつり参加 ほか